

十九八七	六	五	四	三	二	一	基づき、平成二十五年九月十七日より告示する。
払込利子の	経過利率の	利子の	振替単位	最低額面金	発行額	用等の適	個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年四月十七日告示）
(一) 年額平成二十五年九月十七日	○面金額一百円につき百円	・記載又は記録による金額によるものと	振替法の規定による最低額面金簿	一十五万円	一十萬円	社債、株式等の振替機関は日本銀行とする。その規	個人向け利付國庫債券（固定・特別会計に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第三条第一項）（第三十九回）
え、次の算式により算出したた	各取扱機関は、払込金額に加	・整数倍の金額は、記録によ	る振替口座簿	円	額の振替法の規	定の適用を受けるものとし、そ	（平成二十六年四月十六日太郎麻生財務大臣）

金額を第十五号に規定する期
日に払い込むこととする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.12}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式によ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十一・三一五を乗じ
た金額（ただし、当該国債を
発行時において取得する者が
非居住者である場合には、前
記(一)の算式により算出した金
額に当該非居住者が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額）を控除する」とができる。

十一 初期利子

平成二十六年三月十五日を支払
とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.12}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二

後二期利息

毎年三月十五日及び九月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。前六月間に属する
利子を支払う。

の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

(一) 平成二十八年九月十五日
額面金額百円につき百円
中途換金の買取りは、支店
六年九月十五日以後において行
うこととし、その後ににおいて行
次に区分に応じ、その買取金額は、
式により算出した金額とする。算

初期利子支払期の6カ月前の日
から発行日までの日数

365

(二) 平成二十七年三月十五日以

十八 中途換金

中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者へ相続税法
(昭和二十五年法律第七十三号)
第二十一条の四第一項に規定
する特別障害者扶養信託契約の
受益者を含む。)が、死亡した
ときにはその相続人が、又はそ
の居住する市町村(特別区を含
み、地方自治法(昭和二十二年
法律第六十七号)第二百五十二
条の十九第一項の指定都市にあつ
ては、当該市又は当該市の区と
する。)の区域において、災害
救助法(昭和二十二年法律第百
十八号)による救助の行われる
災害が発生し、当該災害にかかる
たときは、当該個人向け国債を
有する者が、平成二十六年九月
十五日前であつても、当該個人
向け国債の中途換金を請求する
×
 $\frac{79.685}{100} \times 2$
る金額 - 利子に益当する金額

この取扱いがでやるものとし、その買取額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十六年三月十五日から平成二十六年九月十五日前までの間の場合

当該面額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 $\times \frac{7.9.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

(二) 平成二十六年三月十五日前までの間の額

当該面額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)